

入札説明書

令和6年度県立姫路工業高等学校教職員等健康診断（単価契約）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
令和6年度県立姫路工業高等学校教職員等健康診断（単価契約）
- (2) 入札公告日
令和6年2月19日
- (3) 仕様
別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日

2 一般競争入札参加資格

本県入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として確認された者であること。

【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：078-341-7711（代表））

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を参加申込みの期限日及び当該調達の入札日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前出2(1)の資格を有することを証明する書類を添付して令和6年2月26日午後4時までに4(1)の場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

- (1) 申込場所
兵庫県立姫路工業高等学校（〒670-0871 姫路市伊伝居600番地1）担当 田中
電話 (079) 284-0111 FAX (079) 284-0112
- (2) 申込期間
令和6年2月19日（月）から同月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 申込書類
 - ア 「一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書」（以下「申込書」という。）を作成のうえ上記(1)の申込場所に持参または郵送すること。
 - イ 前出2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを入札参加申込書に添付すること。
ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに送付されていない場合は、申請手続き中であることを証明する書面（審査窓口の受付印が押印された申請書等）の写しを入札参加申込書

に添付すること。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和6年2月29日（木）までに入札参加申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）で通知する。

については、返信用封筒（定型長3）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒に、84円切手を貼付し、返信先を記載しておくこと。

(5) その他

ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出を認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県立姫路工業高等学校 事務室

(2) 日時 令和6年3月5日（火）午前10時から

(3) 前出4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と合わせて提出すること。

7 入札書の提出方法

(1) 郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「入札事項名」、「初度入札」・「再度入札(2回目)」・「入札辞退書」(当初又は途中で辞退する場合)等の区別、あて名及び入札件名等を記入し、令和6年3月4日(月)午後4時までに前出4(1)の場所に必着のこと。

ただし、入札参加資格審査時点で県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されていない者は、開札の日時までに物品関係入札参加資格を有すると認められなければ入札書を受理できない。

(2) 入札書を持参する場合は、前項に示した期限までに、前項に示した提出先に持参すること。

(注) 令和3年4月1日からの入札書等様式の押印廃止に伴い、参加者負担軽減のため、入札会場で入札箱へ投入することによる提出方法は実施しない。初度入札の結果、落札者がいない場合は直ちに再度入札へ移行するため、再度入札にも参加する場合は初度入札書提出時に再度入札書も提出すること。入札が不調になった場合、速やかに随意契約に移行し、希望者と協議を行う。見積書は、FAXや電子メール(「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る。)による提出も可とする。

8 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は、前出1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。

(3) 落札の決定は、入札書の「入札総計金額」に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含んだ単価で積算した金額で入札すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換又は撤回することはできない。
- (6) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。

9 仕様書等に関する質問について

仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意）を提出すること。

(1) 受付期間

令和6年2月19日（月）から同月26日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）。

(2) 受付場所

前出4(1)に同じ。

(3) 提出書類

質問書（様式は任意）

(4) 提出方法

郵送、持参、又はFAXにより提出すること。

(5) 質問の回答

令和6年2月29日（木）までに入札者に連絡する。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年3月4日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。この場合、入札参加申込時に申出すること。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結する場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和6年3月5日（火）以前の任意の日を開始日とし、令和6年4月1日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約希望金額（入札書記載金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。又は、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代え提出すること。

ただし、契約金額が200万円以下の契約等にあっては免除することがある。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前出2に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前出2に掲げる一般競争入札参加資格がない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前出1の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等をすること。
 - (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年4月1日（月）まであること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- 特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
- (7) 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
 - (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - (9) この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
 - (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、上記(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、令和6年4月1日（月）までに提出しなければならない。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、
 - ア 暴力団又は暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ 前記

ア、イに該当することとなった場合は、契約の解除し、違約金の請求等についてでも異議がない旨の誓約書の提出を求めるとしてする。

また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

19 入札事務担当

兵庫県立姫路工業高等学校 事務室 田中

〒670-0871 姫路市伊伝居 600 番地1

電話番号 079-284-0111 FAX 079-284-0112

電子メールアドレス Himejik_hs@pref.hyogo.lg.jp